(厚生労働委員会)

独 立 行政 法 人雇 用 • 能 力 開 発 機 構 法 案 (閣法第三三号) (衆議院送付) 要旨

本法 律 案は、 特殊法人等改革 の 環として、 雇 用 能 力開 発 機 構 を 解 散 して独立行政 法人雇 用 能 力開 発

機 構 を 設 立 するた め、 そ の 名 称、 目 . 的、 業 務 の 範 拼 等 に 関 す る 事 項 を 定めようとするも の で あ ij そ の 主

な

内容は次のとおりである。

一 法人の名称及び目的

1 名 称 は 独 立 行 政 法 人 雇 用 • 能 力 開 発 機 構 (以下 機 構」 という。)とする。

2 機 構 は 労 働 者 の 有 す る 能 力 の 有 効 な 発 揮 及び 職 業生 活 の 充実を 図るため、 雇 用 管 理 の 改 善 に 対 す

援 助、 公共 職 業 能 力 開 発 施 設 の 設置 及 び 運 営 の 業務等を行うことにより、 良 好 な 雇 用 の 機 会 の 創 出 そ の

他 の 雇 用 開 発 職 業 能 力 の 開 発及び向上等を図り、 もっ て労働 者の 雇 用の 安定その 他 福 祉 の 増 進 と経 済

の発展に寄与することを目的とする。

一資本金

機 構 の 資本金は、 政府及び地方公共団体から出資があったものとされた金額とするほか、 政府は、

予算

で定める金 額 の 範 囲 内に おい て、 機 構 に 追 加して出資することができる。

三役員

機 構 に 役員として、 理 事 ・長及び監事二人を置くとともに、 理 事 五 人以 内を置くことができる。

四 主な業務

1 労 働 者 の 就 職、 雇 λ れ 配 置 等につ しし て の 相 談、 情 報 の 提 供 等 の 援 助 を 行うため の 施 設 の 設 置 及 び

運

営を行う。

2 建 設 業 の 事 業主 一 及 び そ の 雇 用 する労働 者 に 対 Ų 労 働 者 の 雇 用管 理 等に 関する研修、 及 び 雇 用 管理

改善について助言を行う。

3 公 共 職 業 訓 練 の 実 施 及 び 事 業 主等の 行う 職業 訓 練 の 援 助 を行う。

4 労 働 者 の 自 発 的 な 職 業 能 力 の 開 発及び 向 上につ い て の 事 業 主、 労 働 者等に対する相談その 他 の 援 助 並

びに労働者の教育訓練等を行う事業主に対する助成を行う。

5 勤 労 者 の 財 産 形 成 を 促 進 す る ため の 助 成 金等の支給及び持家取得資金等の融資業務を行う。

五 借入金及び雇用・能力開発債券

の

機構は、 厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は雇用・能力開発債券を発行することがで

きる。

六 その他

1 雇用・能力開発機構は、機構の成立時に解散する。

2 雇用・能力開発機構法は廃止する。

七 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行する。